

## 児童福祉法等の改正についての緊急要望

児童相談所の児童虐待相談対応件数は13万件を超え、相談内容が複雑・困難化しており、初期の段階から適切に対応していくには、児童相談所の体制強化等が急務となっています。

こうした中、児童虐待にかかる児童福祉法等の改正については、5月10日から国会審議中ですが、この法改正が地方の実情を踏まえ、実効性の高い児童虐待防止対策として円滑に推進できるよう、下記の事項について緊急に要望します。

### 1 児童相談所の体制強化

#### (1) 児童福祉司の増員について

児童福祉司の増員については、平成31年4月1日に児童福祉法施行令が改正され、改正後の配置基準による児童福祉司数を確保することが困難な事情があるとして、経過措置が設けられており、それを前提に採用活動が始められている。また、急激な採用数増は人事構成のバランスを崩すなど、かえって児童相談所の専門性や質の低下を招きかねないため、現時点で増員時期を前倒しすることは現実的ではなく、現行政令に定める経過措置が必要であること

#### (2) 児童心理司の配置について

児童心理司の配置基準を政令で定めるに当たっては、児童心理司の配置状況等を踏まえ、適切な経過措置を設けるとともに、十分な確保対策並びに財政措置を講じること

#### (3) 弁護士、医師及び保健師の配置について

弁護士、医師及び保健師の配置については、地方によっては偏在が大きく、虐待等に精通した人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、非常勤や兼務による配置を認めるなど、地域の実情に沿ったものとし、国の責任において、十分な確保対策並びに財政措置を講じること

### 2 児童相談所の設置基準

#### (1) 児童相談所の管轄区域について

児童相談所の管轄区域については、考慮すべき社会的条件は都道府県によって大きく異なり、地域の実情にあった児童相談所の配置が望ましいことから、設置基準は、「参酌すべき基準」とすべきである。なお、児童相談所の設置基準を「標準」とすることは、地方の主体的な判断の余地をなくし、地方を縛る方向となり、地方分権に逆行するもので、受け入れられないこと

#### (2) 中核市及び特別区の児童相談所設置について

中核市及び特別区の児童相談所設置義務化については、現状では、専門的人材の育成・確保や財政措置等が全ての中核市等において十分にできるのか大いに懸念されているところであり、それぞれの自治体が地域の実情等で総

合的に判断して決めるべきである。今後、中核市等における児童相談所の設置を進めるにあたっては、適切な運営が可能となるかどうか、国と地方の間で十分な協議を行うこと

### 3 児童相談所の業務

#### (1) 児童相談所の安全確保の明文化について

児童相談所の業務として、児童の安全確保を明文化するに当たっては、市区町村をはじめとした関係機関との役割分担や連携の在り方についても運営指針等に併せて示すこと

#### (2) 児童の意見聴取について

児童相談所が施設入所等の措置をする際の児童の意見聴取については、児童の年齢等によっては、意見を聴くことが困難な場合や児童の負担になる場合があること、児童自身が反対すれば児童の安全確保のための適切な保護ができなくなることから、これまで同様に運用上の取扱とすること

#### (3) 転居前後の措置解除の制限について

転居前後の措置や措置解除の判断は、児童相談所において当該児童等の状況を総合的に診断して判断するものであり、細かな業務内容の法定化は状況の変化に応じた柔軟で素早い対応が困難になる可能性があるため、運用上の取扱とすべきであること

#### (4) 児童相談所業務の評価について

児童相談所が行う業務の評価による質の向上については、児童相談所の負担が過重とならないよう、評価項目や評価機関等について、現場の実情や意見等を十分反映したものとすること

#### (5) 都道府県の要保護児童対策地域協議会への調整担当者の配置について

要対協を設置している都道府県のうち、約半数では調整担当者を配置していない。調整担当者の主な役割は、支援対象児童等の状況を定期的に確認し、支援の内容の見直しが行われるよう調整を行うなど個別ケースの調整であり、市町村では必要でも都道府県の要対協ではその必要性は低いことから、配置を義務化すべきでないこと

令和元年 5 月 21 日

全国知事会 会長

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

埼玉県知事 上田 清司

山口県知事 村岡 嗣政